

第22 非常コンセント設備

1 構成

消防活動困難性が高い高層建築物や地下街において、停電時においても、電気を動力とする消防用資機材や照明設備を使用し、消防活動を円滑に行うことを目的とするものであって、配線、電源、コンセント等から構成され、単相交流100Vで15A以上の電気を供給するものであること。

2 設置位置

非常コンセントの設置位置は、政令第29条の2第2項第1号の規定によるほか、第21 連結送水管5.(2)を準用すること。

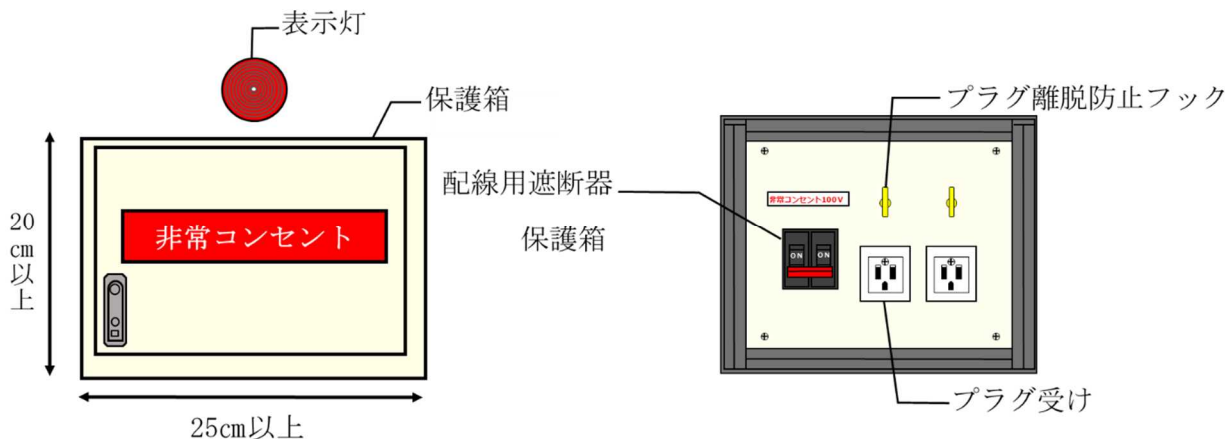
3 電気の供給容量

非常コンセント設備の電気の供給容量（非常電源の容量算定にあっても同様とする。）は、政令第29条の2第2項第2号の規定によるほか、1の幹線に接続される非常コンセントの数（3を超えるときは、3とする。）に、非常コンセント1個あたりの容量（単相交流100Vで15A以上）を乗じて得た容量以上とすること。▲

4 保護箱

保護箱を埋め込み式としない場合は、次によること。（第22-1図参照）

- (1) 保護箱は、「配電盤及び分電盤の基準」（昭和56年消防庁告示第10号）第3.1.(2)に準じたものを設けること。
- (2) 原則として、大きさは長辺25cm以上、短辺20cm以上とすること。
- (3) 保護箱に用いる材料は、防錆加工を施した厚さ1.6mm以上の鋼製のものとすること。
- (4) 保護箱には、容易に開閉できる扉を設けること。
- (5) 保護箱内には、さし込みプラグの離脱を防止するためフックを設けること。
- (6) 保護箱には、D種接地工事を施すこと。



第22-1図

5 電源及び配線

- (1) 電源からの回路は、主配電盤から専用回路とすること。
- (2) 前(1)の回路には、地絡により電路を遮断する装置を設けないこと。
- (3) 電源の配線用遮断器には、非常コンセントである旨を表示すること。
- (4) 専用回路の幹線から各階の非常コンセントに分岐する場合は、分岐用の配線用遮断器を保護箱内に設けること。
- (5) 非常コンセントのプラグ受けは、前(4)の配線用遮断器の二次側から送り配線等で施工すること。
- (6) (4)の配線用遮断器は、100V、15A以上の容量とすること。
- (7) 分岐する場合に用いるプルボックス等は、防錆加工を施した厚さ1.6mm以上の鋼製のものを用いること。★
- (8) 保護箱内の配線及びプラグ受け等の充電部は、露出しないように設けること。

6 非常電源回路の配線

非常電源回路の配線は、第24 非常電源の基準により設けること。

7 表示

表示は、次によること。

- (1) 保護箱の「非常コンセント」の表示は、昭和50年札幌市消防局告示第66号によること。
- (2) 保護箱の上部に設ける赤色の灯火は、第2 屋内消火栓設備9.(1).ア.(イ).bに準ずること。
- (3) 灯火の回路の配線は、第24 非常電源によるほか、5.(4)配線用遮断器の一次側から分岐し、当該分岐回路には保護用のヒューズを設けること。

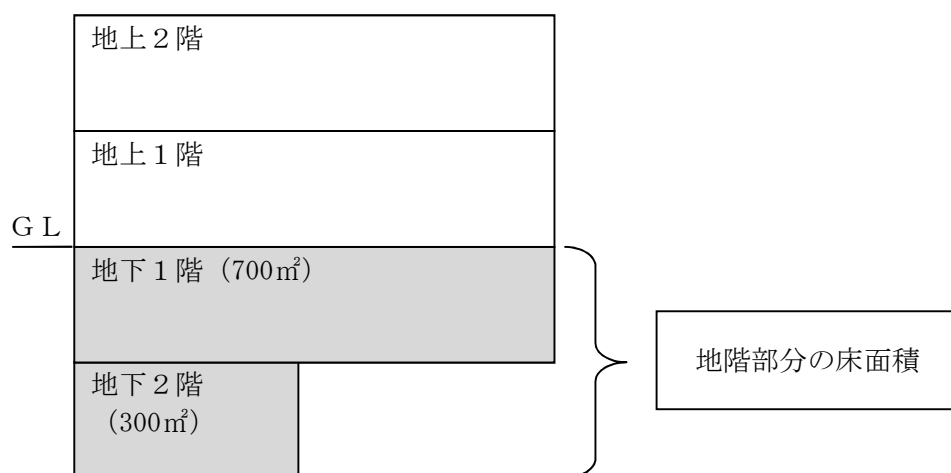
8 屋内消火栓箱等と保護箱との接続

非常コンセント設備の保護箱を屋内消火栓箱等に接続する場合は、次によること。

- (1) 保護箱は、屋内消火栓箱等の上部とすること。
- (2) 屋内消火栓部分、放水口部分及び弱電流電線等と非常コンセント設備は、不燃材料等で区画すること。
- (3) 屋内消火栓箱等と保護箱の扉は、別開きができるようにすること。
- (4) 非常コンセント設備の赤色の灯火は、屋内消火栓設備等の赤色の灯火と兼用することができるものとする。

9 条例第54条に掲げる防火対象物

- (1) 地階部分の床面積の合計が1,000㎡以上の場合、地下の各階に非常コンセント設備を設置すること。(第22-2図参照)



第22-2図

- (2) 第20 連結散水設備 8.(7)に該当する場合は、条例第55条を適用し、区画された部分ごとの床面積とすることができる。